

地方独立行政法人神奈川県立病院機構組織規程の一部改正について

1 改正の趣旨

平成27年4月に設置された「監査・コンプライアンス室」は、第三者的な立場で、客観的かつ公平に事務処理を進めるため本部事務局とは別組織として位置づけ、監査・コンプライアンスに係る業務を担ってきた。

しかし、今後本来期待される業務を十分に果たすため、次のように名称等を改める。

- (1) 監査に関する業務を本部事務局の「総務企画部」と「財務部」に移管し、名称を「監査・コンプライアンス室」から「コンプライアンス推進室」に改める。
- (2) 所管業務については、組織規程に明確に位置付ける。

2 改正の内容

地方独立行政法人神奈川県立病院機構組織規程の一部を次のように改正する。

- (1) 第5条第1項を「本部に事務局及び監査・コンプライアンス室を置く」から「本部に事務局及びコンプライアンス推進室を置く」に改める。
- (2) 第5条第4項を削り、次のように第6条の2を加える。

(コンプライアンス推進室の事務)

第6条の2 コンプライアンス推進室は次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) コンプライアンスの推進に係わる基本方針・行動規範等の明確化
- (2) コンプライアンスの意識の浸透及びコンプライアンスの遵守・徹底のための教育・研修
- (3) コンプライアンス違反への対応(窓口における相談、問題解決等)と再発防止策
- (4) その他コンプライアンスの普及推進に関すること

3 施行期日

平成30年7月1日

地方独立行政法人神奈川県立病院機構組織規程新旧対照表

新	旧
<p>第1条～第4条 (略)</p> <p>(本部の組織)</p> <p>第5条 本部に事務局及び<u>コンプライアンス推進室</u>を置く。</p> <p>2 本部の事務局に次の各号に掲げる<u>部</u>を置く。</p> <p>(1) 総務企画部</p> <p>(2) 人事部</p> <p>(3) 財務部</p> <p>3 本部の事務局の部に次の各号に掲げる課及びセンターを置く。</p> <p>(1) 総務企画課</p> <p>(2) 人事給与課</p> <p>(3) 臨床研修センター</p> <p>(4) 財務経理課</p> <p>(削除)</p> <p>(本部の事務局の事務)</p> <p>第6条 (略)</p> <p><u>(コンプライアンス推進室の事務)</u></p> <p>第6条の2 <u>コンプライアンス推進室は次の各号に掲げる事務をつかさどる。</u></p> <p>(1) <u>コンプライアンスの推進に係わる基本方針・行動規範等の明確化</u></p> <p>(2) <u>コンプライアンスの意識の浸透及びコンプライアンスの遵守・徹底のための教育・研修</u></p> <p>(3) <u>コンプライアンス違反への対応(窓口における相談、問題解決等)と再発防止策</u></p> <p>(4) <u>その他コンプライアンスの普及推進に関すること</u></p> <p>第7条～第22条 (略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規則は、平成30年7月1日から施行する。</u></p>	<p>第1条～第4条 (略)</p> <p>(本部の組織)</p> <p>第5条 本部に事務局及び<u>監査・コンプライアンス室</u>を置く。</p> <p>2 本部の事務局に次の各号に掲げる<u>部及び室</u>を置く。</p> <p>(1) 総務企画部</p> <p>(2) 人事部</p> <p>(3) 財務部</p> <p>3 本部の事務局の部に次の各号に掲げる課及びセンターを置く。</p> <p>(1) 総務企画課</p> <p>(2) 人事給与課</p> <p>(3) 臨床研修センター</p> <p>(4) 財務経理課</p> <p>4 <u>監査・コンプライアンスに関するその他の定めは、地方独立行政法人神奈川県立病院機構における内部監査実施規程及びコンプライアンス推進規程に定めるところによる。</u></p> <p>(本部の事務局の事務)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>第7条～第22条 (略)</p>